

体力検定等の実施要領（例規甲）

平成17年3月14日
兵警教例規甲第2号

第1 趣旨

この要領は、兵庫県警察教養規程（平成20年兵庫県警察本部訓令第13号）第46条第2項の規定に基づき、警察官が行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の種目

- 1 警察体力検定の種目は、J A P P A T（ジャパット）とする。
- 2 体力テストの種目は、次のとおりとする。
 - (1) 握力（筋力）
 - (2) 上体起こし（筋持久力）
 - (3) 長座体前屈（柔軟性）
 - (4) 反復横とび（敏しょう性）
 - (5) 20メートルシャトルラン（往復持久走）（心肺持久力）
 - (6) 立ち幅とび（瞬発力）

第3 体力検定等の実施要領

体力検定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要領により実施するものとする。

- (1) 警察体力検定 警察体力検定等実施要綱（警察体力検定等実施要綱の制定について（令和3年1月6日付け警察庁丙人発第2号）別添。以下「要綱」という。）第5の3に規定するJ A P P A T実施マニュアル（以下「J A P P A T実施マニュアル」という。）
- (2) 体力テスト 要綱第5の3に規定する新体力テスト実施要項（以下「新体力テスト実施要項」という。）

第4 体力検定等の実施基準

体力検定等は、1年に1回以上実施するものとする。

第5 体力検定等の対象者

すべての警察官とする。ただし、医療管理指導区分表（兵庫県警察職員健康管理規程（昭和44年兵庫県警察本部訓令第33号。以下「管理規程」という。）別表第1）の要療養、要治療若しくは要注意に該当する者又は勤務管理指導区分表（管理規程別表第2）の1の項から3の項までに該当する者を除く。

第6 体力検定等の運営体制

1 運営責任者

- (1) 警察本部（以下「本部」という。）に、運営責任者を置く。
- (2) 運営責任者は、警務部長をもって充てる。
- (3) 運営責任者は、体力検定等の実施に関する業務の管理及び運営を任務とする。

2 運営副責任者

- (1) 本部に、運営副責任者を置く。
- (2) 運営副責任者は、警務部教養課長をもって充てる。

- (3) 運営副責任者は、運営責任者の任務を補佐するほか、体力検定等の実施に関する必要な事務を行うことを任務とする。

第7 体力検定等の実施体制

1 実施責任者

- (1) 所属に、実施責任者を置く。
- (2) 実施責任者は、所属長をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、次に掲げる責務を負う。
 - ア 体力検定等を計画的かつ安全に実施すること。
 - イ 傷病等のため体力検定等を受検することが適当でないと思えられる者を把握し、受検の可否を決定すること。
 - ウ 体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うこと。

2 推進責任者

- (1) 所属に、推進責任者を置く。
- (2) 推進責任者は、本部の所属（警察学校を含む。）にあつては、次席、副隊長又は副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
- (3) 推進責任者は、体力検定等の効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の推進に努める。

3 立会責任者

- (1) 所属に、立会責任者を置く。
- (2) 立会責任者は、警部の階級にある警察官、警部の階級に相当する職の一般職員又は体力検定等の実施に関する研修等を受けた警部補の階級にある警察官のうちから実施責任者が指名するものをもって充てる。この場合において、実施責任者は、立会責任者に複数の者を指名することができる。
- (3) 立会責任者は、推進責任者を補佐し、体力検定等の実施に立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に実施されるように努める。

4 測定責任者

- (1) 所属に、測定責任者を置く。
- (2) 測定責任者は、体力検定等の実施に関する研修等を受けた巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員のうちから実施責任者が指名するものをもって充てる。この場合において、実施責任者は、測定責任者に複数の者を指名することができる。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を補佐し、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努める。
- (4) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第8 結果の報告

実施責任者は、体力検定等を実施したときは、その結果を取りまとめ、速やかに運営責任者に報告（警務部教養課経由）をしなければならない。

第9 結果の評価

運営責任者は、第8の規定により結果の報告を受けたときは、警察体力検定についてはJ A P P A T実施マニュアルに基づき級位を認定し、体力テストについては新体力テスト実施要項に基づき体力判定を行うものとする。

第10 評価の通知

運営責任者は、第9の規定による級位の認定又は体力判定を行ったときは、その結果を当該実施責任者に通知するものとする。

第11 評価の効力

評価の効力は、体力検定等の実施の日から翌年度の末日まで有効とする。ただし、当該期間内に新たに受検したときは、当該受検の評価によることができる。

第12 評価の活用

実施責任者は、第10の規定による通知を受けたときは、受検者が自己の体力検定等の評価を正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう当該評価を踏まえた個別指導を行うものとする。

第13 実施上の留意事項

実施責任者は、体力検定等を実施するに当たっては、必要に応じて補助員を配置するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 事前に、実施時期等を示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるようにすること。
- 2 時期、場所、気象状況等を考慮し、炎天下等体調及び結果に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- 3 受検者の健康状態等を十分に把握し、異常のある者は受検させないこと。
- 4 開始前には準備運動を、終了後には整理運動を必ず行わせること。
- 5 使用する器具等の事前点検を徹底し、安全かつ正しい方法で、正確な測定を行わせること。
- 6 常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させること。